



令和7年度 生徒募集要項

川口市立高等学校〈定時制の課程〉

〒333-0844 川口市上青木3丁目1-40

TEL 048-483-5917

FAX 048-262-5081

URL <https://kawaguchicity-hs.ed.jp/teiji>

一 般 募 集

※特別募集をあわせて実施する。

1 募集人員

定時制総合学科、男女共学・・・・・・・・・・60名

2 出願資格

本校に入学を志願することのできる者は、次の(1)から(3)までのいずれかの条件を満たし、かつ(4)に該当する者でなければならない。ただし、高等学校又は特別支援学校高等部、若しくは中等教育学校の後期課程に在学している者は出願できない。また、併設型中高一貫教育を実施する中学校から併設型中高一貫教育を実施する高等学校への令和7年度入学予定者及び中等教育学校の前期課程から後期課程への令和7年度進級予定者は出願できない。

- (1) 令和7年3月31日までに中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業見込みの者若しくは中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- (2) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校（以下「中学校」という。）を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」に含める。）を修了した者
- (3) 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者（学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者）
- (4) 志願者は、次のアまたはイに該当する者とする。
 - ア 本人が県内に住所又は勤務地を有することが確実な者
 - イ 別に定めるところにより、川口市教育委員会が出願資格を認定した者

3 出願

(1) 出願続き

原則、以下の①～⑥が全て完了した時点を、出願とする。出願が完了した後は、志願先変更期間でのみ、志願先高等学校・学科等を変更することができる。県立高校と入力方法が違いますので、かならず本校ホームページから詳細を確認すること。

①～⑥を行うことができる期間 令和7年1月27日（月）正午 から 2月10日（月）正午まで

- ① 出願手続き前に、出願者は中学校に電子出願することを報告する。
 - ② 本校ホームページ上の「電子出願手続案内」に従って、電子出願を行うための専用サイト（mirai compass）を利用するために必要なユーザーIDを登録する。
 - ③ 案内に従い、志願者情報等の入力を行う。
 - ④ 登録内容を確認して、入学選考手数料の支払い方法を選択する。
（クレジットカード、コンビニエンスストア決済、金融機関ATM（ペイジー）から選択）
 - ⑤ 上記④で選択した方法により、指定金融機関に入学選考手数料（950円）を納付する。
このとき、入学選考手数料とは別に生じる電子収納に係る手数料は、志願者が負担する。
一度納付した入学選考手数料及び電子収納に係る手数料は返還しない。
入学選考手数料の納付が確認された出願者に対して受検番号が付与される。
 - ⑥ ①～⑤の出願手続き完了後、受検番号が付与されたことを確認する。
志願者は、「受検票」を2月20日（木）午後1時以降に各自で印刷する。
- (2) 出願書類
- ア 調査書（様式1）
災害等やむを得ない事由で、所定の調査書を提出できないときは、その事由を記して、これに代わる参考となる資料を提出することができる。
 - イ 学習の記録等学年内評価分布表（様式3）及び学習の記録等一覧表（様式4）
本校の全日制の課程及び定時制の課程のそれぞれの課程に志願者がある場合は、両課程に1部ずつ提出すること。
過年度の卒業生が出願する場合及び県外中学校から出願する場合は、提出する必要はない。
 - ウ その他の書類
県外中学校又は私立中学校からの出願、日本人学校を含む海外の中学校からの出願 学力検査等の際配慮を要する措置についての願提出者及び特別な選抜（不登校の生徒などを対象とした特別な選抜）等で定められた提出書類がある場合は、調査書とともに本校に郵送または持参する。
 - エ 提出した書類は、特に定めのある場合を除き返却しない。

(3) 出願書類の提出方法

原則、中学校がまとめて郵送による出願とする。ただし、郵送が難しい場合には、中学校がまとめて持参、志願者が郵送若しくは持参により提出することもできる。郵送の際には全日制・定時制に分けて郵送する。

ア 志願者又は出身中学校長（在学中学校長を含む。以下同じ）が提出するもの

(7) 中学校がまとめて郵送若しくは持参により出願する場合

	中学校がまとめて郵送する場合	中学校がまとめて持参する場合
提出書類	調査書、その他必要な書類等をまとめて提出する。 送付票（様式21）を同封すること。	
提出期間 及び 受付時間	令和7年2月13日（木）を配達指定日とすること。	令和7年2月13日（木） 午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時30分まで
提出先	本校	
提出方法	「簡易書留」等、配達記録が残る扱いとし封筒の表には「出願書類等在中」と朱書きすること。 この他に定められた提出書類がある場合は、同時に提出すること。	出身中学校長が命じた者が窓口を持参すること。 この他に定められた提出書類がある場合は、同時に提出すること。 本校校長は、受領書（様式22）を交付する。
受検票の 交付	志願者は、「受検票」を2月20日（木）午後1時以降に各自で印刷する。	

(4) 志願者が郵送若しくは持参により出願する場合

	志願者が郵送する場合	志願者が持参する場合
提出書類	調査書、その他必要な書類等を同封する。	調査書、その他必要な書類等を同時に提出する。
提出期間 及び 受付時間	令和7年2月13日（木）を配達指定日とすること。	令和7年2月14日（金） 午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時30分まで 2月17日（月） 午前9時から正午まで
提出先	本校	
提出方法	「簡易書留」等、配達記録が残る扱いとし封筒の表には「出願書類等在中」と朱書きすること。 この他に定められた提出書類がある場合は、同時に提出すること。	志願者が窓口を持参すること。 この他に定められた提出書類がある場合は、同時に提出すること。
受検票の 交付	志願者は、「受検票」を2月20日（木）午後1時以降に各自で印刷する。	

イ 出身中学校長が提出するもの

	郵送する場合	持参する場合
提出書類	学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表（様式3及び4）	
提出期間 及び 受付時間	令和7年2月13日（木）を配達指定日とすること。	令和7年2月14日（金） 午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時30分まで 2月17日（月） 午前9時から正午まで
提出先	本校及び埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課	
提出方法	「簡易書留」等、配達記録が残る扱いとし、封筒の表には「学習の記録等一覧表等在中」と朱書きすること。	直接持参する。
その他	なお、アの(7)により、中学校がまとめて出願する場合、出願書類等と学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表を、同一の封筒で提出することができる。この場合、封筒の表には、「出願書類等在中」と「学習の記録等一覧表等在中」と朱書きで併記すること。	

4 併願

- (1) 県公立高等学校及び県立特別支援学校の2校以上に出願手続を行うことはできない。
- (2) 本校における全日制の課程と定時制の課程の双方に出願手続を行うことはできない。

5 志願先変更

(1) 期間

志願者は、次の期間内に1回に限り、志願先を変更することができる。

令和7年2月18日(火) 午前9時から2月19日(水) 午後4時まで

(書類提出期間)

令和7年2月18日(火) 午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで 19日(水) 午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

ただし、上記期間に書類が提出できない場合には、事前に本校に連絡し、20日(木)午前9時から正午までの間に提出すること。

(2) 他の学校へ志願先変更するときの手続

ア 入学選考手数料

- (ア) 県立高等学校、又は、さいたま市立及び川越市立高等学校から本校へ志願先を変更する場合、入学選考手数料を、改めて所定の手続により納付すること。本校の全日制の課程から定時制の課程に志願先を変更する場合は改めて納付する必要はない。
- (イ) 一度納付した入学選考手数料は返還しない。

先に出願した 高等学校	新たに出願した 高等学校	手続・入学選考手数料
県立・川越市立 さいたま市立	本校 定時制	3 出願に準じて出願手続を行う 改めて所定の手続により納付する
本校 全日制	本校 定時制	3 出願③～に準じて出願手続を行う 改めて納付する必要はない
本校 定時制	本校 全日制	3 出願③～に準じて出願手続を行う 改めて所定の手続により納付する
本校 定時制	県立・川越市立 さいたま市立	県立高校・さいたま市立高校の電子出願システムの案内に従い、入力を行い出願手続を行う。 改めて所定の手続により納付する

イ 出願書類の提出

「志願先変更願」(様式8)が提出された場合は、本校校長は「志願先変更証明書」(様式9)を交付する。
学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表出身中学校長は新たに本校校長に速やかに提出する。

	先に出願した高等学校	新たに出願した高等学校
志願先変更を希望する者が 提出するもの	志願先変更願(様式8)	志願先変更証明書(様式9) 調査書…新たに作成したもの

ウ 受験票の交付

2月20日(木)午後1時以降に各自で印刷する。

6 志願取消

志願取消を希望する者は、出身中学校長を経て、「志願取消届」(様式10)を速やかに本校校長に持参により提出する。

7 学力検査

- (1) 志願者は、令和7年2月26日(水)に行なわれる学力検査を受検しなければならない。
受付時間：午前8時から午前8時35分 集合時間：午前8時35分 集合場所：本校
- (2) 急病その他やむを得ない事情により学力検査を受検できない場合は、その事由を証明する書類を、出身中学校長を経て、当日までに本校校長に提出しなければならない。
なお、追検査を受検する場合は「9 追検査」による。

- (3) 学力検査は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科で実施し、中学校学習指導要領に基づいて出題する。英語には、リスニングテストを含む。
- (4) 学力検査会場は、本校とする。
- (5) 学力検査の日程は次のとおりとする。

時間	8:45～ 9:20	9:25～ 10:15 (50分)	休 憩	10:35～ 11:25 (50分)	休 憩	11:45～ 12:35 (50分)	昼 食	13:30～ 14:20 (50分)	休 憩	14:40～ 15:30 (50分)
教科等	一般諸注意	国語		数学		社会		理科		英語

- (6) 学力検査の配点等については、選抜要領で定める。
- (7) 障害のある志願者に対する配慮事項及び配慮が必要な場合の手続については、別に定める。
- (8) 携行品

受検票、鉛筆、消しゴム、三角定規、コンパス、昼食（弁当）

検査時に使用するもの	携行してはいけないもの
<ul style="list-style-type: none"> 鉛筆（シャープペン可） 消しゴム 三角定規（直定規可） コンパス 	<ul style="list-style-type: none"> 学力検査に必要なもの 学力検査に公平性を損なうおそれがあるもの 下敷き、分度器、文字や公式等が印刷された定規・鉛筆、色鉛筆、蛍光ペン、ボールペン、ウェアラブル端末、計算機、計算機能や辞書機能等のある時計、携帯電話等の電子機器類（時計がわりの使用も認めない）
検査時に使用を認めるもの	
<ul style="list-style-type: none"> 計時機能のみの時計 	

8 面接

- (1) 令和7年2月27日（木）に個人面接を実施する。開始時間は、原則として午前9時とする。ただし、「追検査受検願」（様式16）を提出した志願者は、受検できない。
- (2) 急病その他やむを得ない事情により面接を受けられないときは、その事由を証明する書類を、出身中学校長を経て、当日までに本校校長に提出しなければならない。

9 追 検 査

- (1) 次のア又はイに該当する志願者は、令和7年3月3日（月）に実施する追検査を受検することができる。ただし、令和7年2月27日（木）に実施する面接を受検した志願者は、追検査を受検できない。
ア インフルエンザ罹患をはじめとするやむを得ない事情により、学力検査を欠席した者
イ 一部受検者
一部受検者とは、学力検査当日、急な体調不良等により、学力検査を継続することが難しいと判断された志願者を指す。ただし、追検査を受検できる教科は、体調不良の申し出があった時点で開始していない検査時間以降の教科とする。
- (2) 出身中学校長は、志願者が学力検査を受検できなかった事情を踏まえ、追検査受検に該当すると判断した場合、速やかに本校校長に連絡とともに、「追検査受検願」（様式16）を令和7年2月27日（木）正午までに本校校長に提出する。
- (3) 本校校長は、追検査の受検を承認したときは、「追検査受検承認証」（様式17）を交付する。
- (4) 追検査は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科で実施し、中学校学習指導要領に基づいて出題する。英語にはリスニングテストを含む。
- (5) 「追検査受検願」（様式16）を提出した志願者に対しては、令和7年2月27日（木）の面接は実施しない。また、追検査においても面接は実施しない。ただし、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜、定時制の課程における特別募集においては令和7年3月3日（月）に面接を実施する。
- (6) 追検査の会場は、本校とする。また、追検査の日程及び配点等は学力検査に準ずる。

10 選 抜

本校校長は、選抜要領に従い、厳正に選抜を行う。

11 入学許可候補者の発表

- (1) 日時・場所・方法

日時	令和7年3月6日（木）午前9時
場所	ウェブによる合否照会システムで行う。URL等は本校ホームページに掲載する。
方法	本校校長は、「選抜結果通知書」（様式7）を入学許可候補者に交付する。 交付方法については、別に定める。

- (2) 入学許可候補者は、令和7年3月6日（木）午前9時から正午まで及び午後1時から午後3時までに、受検票を持参し、本校において本校校長から交付書類を受け取ること。
- (3) 入学許可候補者が、やむを得ない事情により入学を辞退しようとするときは、辞退理由を記した「入学辞退届」（様式自由）を、出身中学校長を経て本校校長に持参により提出する。

12 そ の 他

県内の中学校を卒業する見込みの者（卒業生を含む）で、特別な事情を有する者の出願資格については、別に定める。

不登校の生徒などを対象とした特別な選抜

1 募集人員等

一般募集で実施する。

募集人員は定めず、選抜要領に従って選抜し、入学許可候補者を決定する。

ただし、この選抜による入学許可候補者数は、募集人員に含まれる。

2 出願資格

令和7年3月31日までに中学校を卒業する見込みの者で、中学校在学中に一過性のつまずきなどにより不本意な中学校生活を送った者で、在学中学校長が、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜による出願に該当すると認めた者。

3 出願手続

不登校の生徒などを対象とした特別な選抜を希望する者は、「自己申告書」（様式6）を、在学中学校長を経て、出願書類とともに、本校校長に提出する。「自己申告書」の提出は、3 出願 (3)(2ページ)による。

また、出願にあたり、本校ホームページ上の「電子出願手続案内」に従い選択又は入力を行うこと。

4 志願先変更

志願先変更をする場合は、新たに志願する高等学校長に改めて「自己申告書」を提出する。

なお、先に志願した高等学校長に「自己申告書」を提出しなかった場合、志願先変更をする高等学校長に「自己申告書」を提出することはできない。

5 面接

一般募集の8 面接（4ページ）による。

6 その他

ここで定めた内容以外の事項については、**一般募集**による。

定時制の課程における特別募集

※一般募集にあわせて実施する。

1 募集人員

募集人員は、一般募集の募集人員に含まれる。

2 出願資格

特別募集に出願できる者は、下記の条件を満たす者とする。

- (1) 一般募集の「2 出願資格」(1)から(3)までのいずれかに該当し、かつ(4)のアに該当する者
- (2) 令和7年3月31日現在、19歳以上の者（平成18年4月1日までに生まれた者）

3 出願手続

3 出願（2ページ）に準ずる。ただし、次のことに留意する。

- (1) 出願
本校ホームページ上の「電子出願手続案内」に従い、「定時制 特別募集」を選択する。
- (2) 写真
「電子出願手続案内」に従い、写真を登録する。
- (3) 出願書類の提出
以下の書類を持参により、本校校長に提出する。
ア 志願理由書（様式11）
イ 中学校卒業証明書
ウ その他、本校校長が指示するもの
- (4) 出願書類の提出期間は以下の通りとする。
2月14日（金）午後2時から午後7時まで
2月17日（月）午後2時から午後5時まで
- (5) 全ての出願書類が提出された志願者を定時制の課程における特別募集の選抜の対象とする。

4 志願先変更

5 志願先変更（3ページ）に準ずる。出願書類の提出期間は、以下の通りとする。

- 2月18日（火）午後2時から午後7時まで
- 2月19日（水）午後2時から午後5時まで

5 併願

県公立高等学校及び県立特別支援学校2校以上に併願手続を行うことはできない。

6 作文

- (1) 学校の特色等を踏まえ、作文の内容を定める。
- (2) 令和7年2月26日（水）に実施する。開始時刻は、原則として午前9時25分とする。

7 面接

- (1) 面接は個人面接とする。
- (2) 学校の特色を踏まえ、面接の質問内容を定める。
- (3) 令和7年2月26日（水）に実施する。

8 選抜

本校校長は、選抜要領に従い、厳正に選抜を行う。

9 作文による追検査

- (1) インフルエンザ罹患をはじめとするやむを得ない事情により作文及び面接を欠席した志願者は、令和7年3月3日（月）に実施する作文による追検査を受検することができる。
- (2) 作文による追検査は 9 追検査(2)及び(3)（5ページ）に準じ、原則として出身中学校が手続きを行うこととする。
- (3) 作文による追検査を受検した志願者に対しては、令和7年3月3日（月）に面接を実施する。
内容は上記7 面接(1)(2)に準ずる。

10 その他

ここで定めた内容以外の事項については、**一般募集**（1ページ以降）に準じる。

欠員補充

※ 入学許可候補者の数が募集人員に満たない場合に、令和7年3月17日（月）から令和7年4月までに欠員補充を行う。

1 出願資格

一般募集の「2 出願資格」に該当する者。

ただし、いずれかの県公立高等学校の入学許可候補者となった者は、出願することはできない。

なお、入学許可候補者とは、入学許可候補者発表の際に、各高等学校において受検番号を掲載された者をいう。

2 募集人員

令和7年3月6日（木）午後2時に県庁及び各教育事務所に公示する。公示の内容（欠員補充実施校、募集人員）は、埼玉県教育委員会のホームページにも掲載する。

3 出願及び書類の提出

(1) 志願者又は出身中学校長は、本校に対し、以下の書類を提出すること。

ア 入学願書（様式5）、受検票（様式5-2）

県ホームページに掲載している様式等からダウンロードし、白いコピー用紙などに印刷して使用しても良い。

イ 3 出願(2)（1ページ）に記載の書類

(2) 書類の提出方法

ア 志願者が提出するもの

提出書類	入学願書（様式5）、受検票（様式5-2）、調査書（様式1）を同時に提出する。
提出期間及び 受付時間	令和7年3月13日（木） 午後1時から午後7時まで 令和7年3月14日（金） 午後1時から午後5時まで
提出先	本校の窓口
提出方法	志願者が窓口を持参すること。

イ 出身中学校長が提出するもの

提出書類	学習の記録等学年内評価分布表（様式3）・学習の記録等一覧表（様式4）
提出期間	速やかに提出する。
提出先	本校及び埼玉県教育局高校教育指導課
提出方法	持参又は郵送すること。郵送の場合は「簡易書留」等、配達記録が残る扱いとし、封筒の表には「学習の記録等一覧表等在中」と朱書きすること。なお、一般募集で既に提出している場合、過年度の卒業生が出願する場合及び県外中学校から出願する場合は、提出する必要はない。

(3) 選考手数料は、本校の窓口にて現金で納付する。

(4) 本校が書類を受理した時点を、出願とする。

4 併願

(1) 県公立高等学校及び県立特別支援学校2校以上に「入学願書」を提出することはできない。

(2) 本校全日制の課程と定時制の課程の双方に「入学願書」を提出することはできない。

5 その他

ここで定めた内容以外の事項の詳細については、本校定時制の課程の募集要項に定める。